

公 示 送 達 書

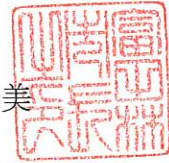
富田林市告示第91号

下記の書類を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所が不明であるため送達できないので、地方税法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、富田林市役所総務部収納管理課にて保管していますので、該当する方は収納管理課にて受領してください。

令和8年10月21日

富田林市長 吉村 善美



記

1. 送達を受けるべき者の氏名（名称） 松田 康宜

2. 送達する書類

令和7年度市府民税（普通徴収）4期、令和8年度2期、令和7年度固定資産税1期、2期、3期、4期、令和8年度1期、2期、3期、令和8年度軽自動車税督促状

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。